

2023年1月11日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 杉浦元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理部
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 元取締役らによる仮処分命令の 申立て却下決定に関するお知らせ

当社は、2022年10月28日付「元取締役らによる臨時株主総会決議取消訴訟の提起及び仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社及び当社取締役らが職務執行停止・代行者選任の仮処分命令の申立て（以下、「本申立て」という）を受けておりましたが2023年1月6日に、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定という」）を行い、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

本申立ては、本案訴訟として提起されている臨時株主総会決議取消訴訟に関連しておりますが、本案判決の確定を待っていたのでは、新経営陣によって信用を毀損されたり、重要な財産を処分されたりして、当社に大きな損害が生じる懸念があるため、新経営陣の職務執行を停止し、その職務代行者を選任する必要がある、つまり保全する必要があるとするものでした。これに対し、東京地方裁判所は、その保全行為の必要性を基礎づけるに足る事情について十分な疎明がなく、被保全権利について判断するまでもなく理由がないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てを起こした者

福田 道夫（当社元代表取締役）

野崎 正徳（当社元取締役）

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所

東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日

2023年1月6日

4. 本却下決定の内容

- (1) 債権者らの申立てをいずれも却下する
- (2) 申立費用は、債権者らの負担とする

6. 今後の見通し

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。しかし、今後、元取締役らから、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もあり、また、本案訴訟として提起されている臨時株主総会決議取消訴訟につきましては、現在も裁判が継続中となっております。現段階では、当社の業績に与える影響はないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上